

長崎県認知症介護実践者等研修実施法人指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県認知症介護研修等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、認知症介護実践者等研修の実施主体として知事が指定する法人（以下「指定法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 研修実施法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長崎県認知症介護実践者等研修実施法人指定申請書（様式1）及び添付書類を、「長崎県認知症介護実践者等研修事業指定研修実施法人募集要項」に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(指定の要件)

第3条 知事は、前条により提出された指定申請書の内容等が、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日付け老発第0326003号厚生労働省老健局。以下「国要綱」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「課長通知」という。）の規定に適し、かつ申請者が次の各号に掲げる事項と適合すると認められるときは、研修実施法人として指定するものとする。

- (1) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理体制、及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、適正な経理処理ができること。
- (3) 研修事業内容に見合った事業費収支見込みとなっていること。
- (4) 研修事業の運営上知り得た個人情報の取扱いについて、この事業に従事している者及び従事していた者に対して十分な措置がなされていること。
- (5) 国及び県の定めるところにより研修を適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
- (6) 法人の代表者等役員に介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく処分を受けた者がいないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- (8) 自己又は自法人の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認める者

(指定の通知・期間)

第4条 知事は、前条の規定により研修実施法人として指定したときは、長崎県認知症介護実践者等研修実施法人指定通知書（様式2）により申請者へ通知するものとする。

2 前項に基づく指定の期間は、指定日より3年以内とする。

3 知事は、研修実施法人として指定しないときは、その旨を、理由を付して申請者へ通知するものとする。

(申請内容の変更・届出)

第5条 指定法人は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、長崎県認知症介護実践者等研修実施内容変更承認申請書（様式3）を知事に提出し承認を得るものとする。

(1) 研修カリキュラム（教科名、目的、内容、時間数）

(2) 受講料などの研修の受講者が負担する金額

2 指定法人は、次に掲げる事項を変更するときは、長崎県認知症介護実践者等研修実施法人変更届出書（様式4）を知事に提出するものとする。

(1) 申請法人の名称及び事務所の所在地並びにその代表者の氏名

(2) 定款又は寄付行為

(事業の廃止)

第6条 指定法人は、研修事業を廃止しようとするときは、長崎県認知症介護実践者等研修事業廃止承認申請書（様式5）をあらかじめ知事に提出し承認を得るものとする。

(事業計画の提出等)

第7条 指定法人は、指定の期間中、毎年度における初回の研修の募集開始20日前までに、長崎県認知症介護実践者等研修事業実施計画書（様式6）（以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。

2 指定法人は、前項の承認を受けた実施計画書の内容を変更しようとするときは、長崎県認知症介護実践者等研修事業実施計画変更届（様式7）によりあらかじめ知事に届け出、知事の承認を得るものとする。

(修了者名簿)

第8条 指定法人は、研修修了後、長崎県認知症介護実践者等研修（基礎研修・実践者研修・実践リーダー研修）修了者名簿（様式8）を作成し、知事に提出するとともに、適正な方法をもって永久保存するものとする。

(実績報告の提出)

第9条 指定法人は、指定の期間中、毎年度の最終研修事業終了後30日以内に、長崎県認知症介護実践者等研修等事業実績報告書(様式9)を知事に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 指定法人は、事業運営上知り得た受講者に係る個人情報について、適切に管理しなければならない。また、指定法人は、研修受講者が実習等において知り得た個人情報の秘密の保持について、十分に留意するよう受講者を指導しなければならない。

(調査及び指導)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、指定法人に対し必要な事項の報告及びこれに関する書類の提出を求め、又は指定法人の事務所及び研修実施場所において実地調査することができるものとする。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定法人に対して改善指導を行うことができるものとする。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定法人が従わない場合は、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができるものとする。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって指定法人に通知するものとする。

(指定の取消し)

第12条 知事は、指定法人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができるものとする。

(1) 第3条に規定する指定の要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 指定申請または実績報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。

(3) 研修事業を適正に履行しなかったとき。

(4) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

(5) 前条に定める改善指導に従わないとき。

(6) 違法な行為があったとき、その他指定法人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって指定法人に通知するとともに、その内容について公開するものとする。

(聴聞の機会)

第13条 知事は、前条に定める指定の取消しを行う場合においては、指定法人に対して聴聞を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認知症介護実践者等研修の研修実施法人の指定手続きについて必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。